

健臓発第0629004号
平成17年6月29日

日本さい帯血バンクネットワーク会長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課
臓器移植対策室長

さい帯血のあっせんに伴う「クロイツフェルト・ヤコブ病及びその疑い」の取扱いについて

標記取扱いについては、1980(昭和55)年以降に1ヵ月以上の英国滞在歴を有する者等からの臍帯血の採取を見合わせているところですが、今般、献血の採血時の欧州渡航歴に関する取扱いが変更されたこと、及び厚生科学審議会疾病対策部会造血幹細胞移植委員会における議論を踏まえ、下記のとおりといたしますので、速やかに必要な措置を講じ、遵守されるようお願いいたします。なおこの改正に伴い「骨髄及びさい帯血等のあっせんに伴う問診の強化等について」(平成13年10月1日付健疾発第72号)及び「さい帯血のあっせんに伴う欧州渡航歴に関する問診の強化等について」(平成17年2月7日付健臓発第0207002号)は廃止します。

記

標記取扱いのうち、欧州渡航歴に関する取扱い以外の取扱いについては、「臓器のあっせんに伴う「クロイツフェルト・ヤコブ病及びその疑い」の取扱いの一部改正について」(平成17年6月20日付健医発第0620003号)による改正後の「臓器提供者(ドナー)適応基準及び移植希望者(レシピエント)選択基準について」(平成9年10月16日付健医発第1371号)別添1の別紙『「クロイツフェルト・ヤコブ病及びその疑い」の取扱い』と同様に実施することとし、欧州渡航歴に関する取扱いについては、別紙(3)の記載に関わらず、表に掲げる欧州渡航歴を有する者からの臍帯血の採取は見合わせる事。

以下の欧州渡航歴を有する者からのさい帯血の採取は見合わせる。

		滞在国	通算滞在歴	滞在時期
A	①	英国、フランス	1日以上 (1996年まで) 6か月以上 (1997年から)	1980年～ 2004年
	②	アイルランド、イタリア、オランダ、スペイン、ドイツ、ベルギー、ポルトガル	6か月以上	
	③	スイス	6か月以上	1980年～
B	①	オーストリア、ギリシャ、スウェーデン、デンマーク、フィンランド、ルクセンブルグ	5年以上	1980年～ 2004年
	②	アイスランド、アルバニア、アンドラ、クロアチア、サンマリノ、スロバキア、スロベニア、セルビア・モンテネグロ、チェコ、バチカン、ハンガリー、ブルガリア、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア、マルタ、モナコ、ノルウェー、リヒテンシュタイン、ルーマニア	5年以上	1980年～

注1) Bに掲げる国の滞在歴を計算する際には、Aに掲げる国の滞在歴を加算し、A②に掲げる国の滞在歴を計算する際にはA①に掲げる国の滞在歴を加算するものとする。
 注2) フランス滞在歴を有する者については、慎重に本措置を実施することとし、当分の間は、本表に掲げる時期に通算6か月以上の滞在歴を有する者からの採取を見合わせる。